（各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に関する経過措置）

第六条　新規則第三十八条の二十八及び第三十八条の四十三第四項第五号の規定並びに第二条の規定による改正後の法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和五年財務省令第四十七号。第三項において「新令和五年改正規則」という。）附則第三条の規定は、内国法人の施行日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用し、内国法人の施行日前に開始した対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税については、なお従前の例による。

2　施行日から令和八年十二月三十一日までの間に開始する対象会計年度（令和十年七月一日以後に終了するものを除く。以下この条において「特定対象会計年度」という。）において、新規則第三十八条の二十八第二十項第二号に規定する法人税に相当する税に関する法令が令和六年十一月十九日前に制定された場合における繰延税金資産（同条第三項第一号イに規定する繰延税金資産をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第二十項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該特定対象会計年度に係る繰延税金資産のうち同号に掲げる金額（以下この項及び次項において「特定繰延税金資産」という。）は、当該特定繰延税金資産（基準税率（法人税法第八十二条第三十一号に規定する基準税率をいう。以下この項において同じ。）を上回る法人税法施行規則第三十八条の二十八第三項第一号イに規定する適用税率により算出された特定繰延税金資産にあっては、当該特定繰延税金資産が基準税率により算出されたものとした場合の当該算出された金額）に百分の八十の割合を乗じて計算した金額とする。

3　前項の場合において、令和六年十一月十九日以後の同項の法令の改正又は会計方針の変更その他の事情（以下この項において「法令改正等」という。）により、特定繰延税金資産につき特定対象会計年度において取り崩される金額が増加することとなったときにおける法人税法施行令第百五十五条の三十五第一項第二号に掲げる金額（当該特定繰延税金資産に係る部分に限る。）並びに新令和五年改正規則附則第三条第四項及び第十項の法人税等調整額（当該特定繰延税金資産に係る部分に限る。）については、その増加することとなった金額はないものとみなして、同号並びに同条第四項及び第十項の規定を適用する。

4　前二項の規定は、特定対象会計年度に係る法人税法第八十二条の十九第二項第一号イ又は第五項第一号イに規定する国内調整後対象租税額を計算する場合については、適用しない。

（国際最低課税額の計算に関する経過措置）

第七条　法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十四号）附則第七条の規定の適用がある場合における新規則第三十八条の三十四の二及び第三十八条の三十八の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条の三十四の二第三項	グループ国際最低課税額等報告事項等（	グループ国際最低課税額等報告事項等（所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。以下この項、第五項及び第十四項において「改正法」という。）附則第十六条第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）に規定するグループ国際最低課税額等報告事項等をいう。第五項及び第十四項において同じ。）（
	（法	（改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法
	（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供）の規定	の規定
第三十八条の三十四の二第五項	（法	（改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法
第三十八条の三十四の二第九項	法第八十二条の三第二項第一号イ(3)	所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第二条の規定（同法附則第一条第三号ロ（施行期日）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(3)
第三十八条の三十四の二第十四項	（法	（改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法
第三十八条の三十八の二第二項	第八十二条の三第二項第一号イ(3)	第八十二条の二第二項第一号イ(3)
	第八十二条の三第四項第一号イ(3)	第八十二条の二第四項第一号イ(3)

2　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号。附則第九条において「改正法」という。）附則第十五条の規定の適用がある場合における新規則第三十八条の四十三の二の規定の適用については、同条第三号中「法第八十二条の三第二項第一号イ(3)」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）第二条の規定（同法附則第一条第三号ロ（施行期日）に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(3)」とする。

（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例に関する経過措置）

第八条　新規則第五十九条の二の規定は、同条第一項の青色申告法人の施行日以後に開始する事業年度に行う同項に規定する関連者間取引について適用する。

2　新規則第六十七条の二の規定は、同条第一項の普通法人等の施行日以後に開始する事業年度に行う同項に規定する関連者間取引について適用する。